

《国民健康保険制度改革》 大阪府・市町村国保広域化調整会議 ～平成27年度検討状況とまとめ(案)～

統一保険料率をめざした仕組み

(1) 保険料率の取扱い

市町村が府に納める事業費納付金は、府内全体の保険料収納必要額を各市町村の被保険者数と所得水準で按分し、市町村間での医療費水準は反映しない

【医療費水準の格差】 H25 約 1.4 倍（年齢構成の補正後 約 1.2 倍）＝ ほぼ平準化
《全国》最小：栃木県 約 1.2 倍 最大：東京都 約 3.3 倍

統一保険料率（府が定める標準保険料率＝市町村が実際に定める保険料率）

- 賦課方式・・・「3方式」基本（介護分は「2方式」も含め検討）
- 賦課割合・・・応益（均等・平等）分「7(35)：3(15)」基本
応能（所得）分 全国平均と比較した所得水準に応じて按分した比率
- 賦課限度額・・・政令基準（国基準）

※ H28 年度導入予定の事業費納付金等算定システム等を用いて試算

【例外措置】

- ① 財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乘せ
- ② 累積赤字解消・保険料減免・一般会計繰入れ解消による激変緩和等のための保険料率上乘せ・一般会計繰入れ（激変緩和措置期間限定）

(2) 保険料・一部負担金の減免の取扱い

原則「共通基準」で統一（激変緩和期間中に限り差異を容認）

(3) その他、主な統一項目

- 出産育児一時金：政令基準どおりの内容で府内統一（404,000円＋産科医療補償制度加入の場合 16,000円）
葬祭費：5万円
- 保健事業：共通基準（最低ライン）設定 ※詳細は今後検討
- 被保険者証 ※詳細は今後検討

地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組み

(1) 医療費適正化・収納率向上のためのインセンティブ方策 ～被保険者への還元方法～

保険給付費等交付金の特別給付分等を活用し、市町村の裁量による取組みを実施 ※詳細は今後検討
（「共通基準」を超える各市町村独自保健事業の実施など）

その他

(1) 事業費納付金算定上の予定収納率の設定

各市町村の実収納率を基本としつつ、規模別基準収納率との差に応じて±αを設定 ※詳細は今後検討

(2) 保険料の激変緩和措置

激変緩和措置は6年の範囲内(*)で実施 ※保険料率の試算結果を踏まえて決定

(*) 国が措置する激変緩和用の特例基金の活用期間

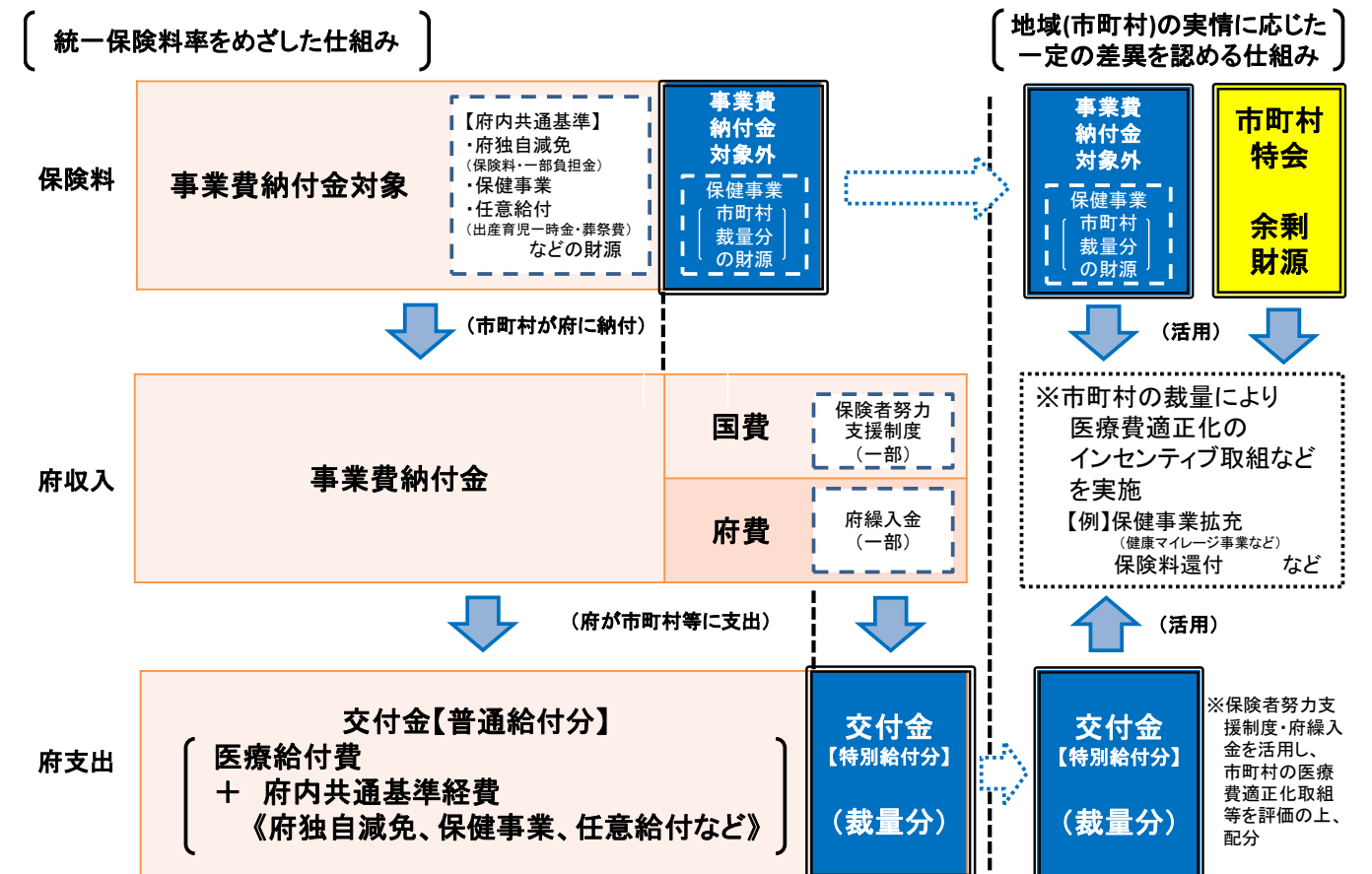
(3) 累積赤字の解消に向けた指導強化

原則としてH29年度までに累積赤字は解消

（やむを得ない場合に限り、H30年以降、市町村の責任で繰入れ等による解消を容認）

【参考】 H27.9 大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準を見直し（策定対象団体を拡大）

「統一保険料率をめざした仕組み」と「地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組み」 (イメージ)



【参考】

(1) 大阪府・市町村国保広域化調整会議での検討経過

- H27.5 第1回国保広域化調整会議
(財政運営検討WG、事業運営検討WG 各4回開催)
- 10 第2回国保広域化調整会議《中間まとめ(今後の議論の方向性)》
- 12 両WG再開(以降、各4回開催)
- H28.1 ～ 国からガイドライン案提示 ～
- 2 両WG《今年度のとりまとめ(今後の方向性)》
- 3 第3回国保広域化調整会議

(2) 国保制度改革に向けた主な準備事項

- H27年度 国保財政安定化基金を設置(2月定例会 条例可決・成立)
- H28年度 国保運営協議会を設置(9月定例会 条例案提出予定)
国保運営協議会に事業費納付金・標準保険料率・国保運営方針の各案を諮問
- H29年度 国保運営協議会からの答申を受け、事業費納付金・標準保険料率・国保運営方針を決定、関連条例等を制定(9月定例会 条例案提出予定)